

長井市不妊治療（生殖補助医療）費の助成について

助成対象者

令和4年4月1日以降に治療を開始し、以下の①から④までの条件をすべて満たす方

- ① 公的医療保険が適用される不妊治療のうち、採卵術・胚移植術・精巣内精子採取術を受けた方
- ② 申請日時点で長井市に住所を有している方
- ③ 治療開始日の妻の年齢が43歳未満の方
- ④ 山形県から不妊治療（生殖補助医療）費の助成を受けた方



助成回数

出産ごとに、初めて受けた助成の、治療開始日の妻の年齢が

40歳未満	⇒	1回の出産につき6回まで
40歳以上43歳未満	⇒	1回の出産につき3回まで

助成対象となる費用

- ① 採卵日から胚移植日に至る治療の費用
 - ② 精巣内精子採取術日に要した費用
- ※入院費、食事代等、治療に直接関係ない費用は除きます。

助成額

1回の治療の費用から山形県不妊治療（生殖補助医療）費助成事業の助成額、および高額療養費の限度額を超える場合はその額も控除した額とし、1回の治療につき30万円を限度とします。

申請方法

山形県不妊治療（生殖補助医療）費助成決定通知日の属する月を含め6か月以内に、下記書類をそろえて申請してください。ただし、山形県の不妊治療（生殖補助医療）費の助成や高額療養費の限度額等により、市の助成額が0円となる場合がありますので、申請する前に必ず市健康スポーツ課までお問い合わせください。

- ① 長井市不妊治療費助成事業申請書（別記様式第1号）
- ② 不妊治療（生殖補助医療）費助成事業申請書（山形県）の写し
- ③ 医療機関発行の領収書及び医療費明細書
- ④ 山形県不妊治療（生殖補助医療）費助成金給付決定通知書の写し
- ⑤ 高額療養費の限度額認定証または支給決定通知書の写し
- ⑥ 申請者名義の通帳またはカードの写し（カタカナで名義が記載されている部分）
- ⑦ 請求書（別記様式第6号）

※申請に必要な書類は市健康スポーツ課（17番窓口）でお渡しします。

